

DAIHATSU TS CUBIC CARD「ポイントプラス規定」の改定について

2024年7月26日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

DAIHATSU TS CUBIC CARDの「ポイントプラス規定」（以下「規定」といいます）の改定についてご案内いたします。

1. 対象カード（個人用）

DAIHATSU TS CUBIC CARD

2. 適用開始日

2024年7月26日より改定後の規定が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定前	改定後
(新設)	<p>第11条（キャッシュバックによる還元）</p> <p>1.本人会員は、次の還元事由に該当した場合に、ポイントに基づくキャッシュバックの手続きを申し出ることができるものとします。なお、キャッシュバックを申請できる回数は、一の還元事由に対して1回とします。</p> <p>①当社所定の店舗で車両を購入した場合 ②当社所定の店舗で自動車検査を受けた場合 ③当社所定の店舗で商品等を購入しカードで決済した場合 ④その他当社が別途定め会員へ案内した事由に該当した場合</p> <p>2.前項①～④に定める還元事由に該当した場合の還元可能なポイント数は第16条に定める還元対象となるポイント残高（以下「還元対象ポイント」という）の内で、次の条件があるものとします。</p> <p>①前項①の場合、還元対象ポイントを第16条に定める当社所定数の上限まで還元するものとします。</p> <p>②前項②の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあったポイント数を第16条に定める当社所定数を上限として還元するものとします。ただし、本人会員より指定のない場合、前号と同様とします。</p> <p>③前項③の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあったポイント数を、当社所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード利用代金金額を上限として還元するものとします。ただし、本人会員より指定のない場合、還元対象ポイントを当社所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード利用代金金額まで還元するものとします。</p> <p>④前項④の場合、還元対象ポイントを当社所定の条件まで還元するものとします。</p> <p>3.本人会員は、次の方法によりキャッシュバックによる還元を行うことができます。</p> <p>①本人会員は、還元申請書に必要な事項を記入するとともにダイハツの車両販売会社その他還元事由に応じて当社が指定する者の確認印の押印を受け、還元事由に応じて当社が定める期間内に、当社に対して同用紙を提出するものとします。ただし、別途当社が認める場合には、確認印の受領を当社が指定する書面の添付に代えることもできます。</p> <p>②第14条に定める当社の指定した先に設置されたクレジット端末機により還元を行う方法。</p> <p>③上記の他、別途当社が定めて本人会員に案内する方法。</p>

以上